

## 変動金利に関する同意書

申込人は、当座貸越契約にもとづいて借り入れたローン（以下「本件ローン」という。）の借入利率および返済方法について、次のとおり特約することを同意します。

### 記

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 同意日現在の金沢信用金庫の短期プライムレート | 年 2.825 % |
|------------------------|-----------|

※表記短期プライムレートは同意日現在のものであり、ご融資実行日までに変更となる場合があります。なお、変更となった場合には表記金利にかかわらず、実行日現在の短期プライムレートが適用されます。

#### 第1条（借入利率の変更の基準）

お申込内容確認書（以下、「確認書」という。）の借入内容に定めた借入利率は、金沢信用金庫（以下、「信用金庫」という。）の表記の短期プライムレートを基準利率として、基準利率の変更に伴って、引き上げまたは引き下げられることに同意します。

なお、同意日現在の信用金庫の基準利率は、表記のとおりであることを確認しました。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由により短期プライムレートが廃止された場合には、信用金庫の短期プライムレートに代え、一般に相当と認められる金利を基準利率とすることに同意します。

#### 第2条（借入利率の変更幅の算出および変更日）

1. 借入利率引き上げ幅または引き下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という。）に行うものとし、借入利率引き上げ幅または引き下げ幅は、前回基準日における基準利率と現基準日における基準利率の差とします。

ただし、この特約の締結日以降最初に到来する基準日においては、その基準日における基準利率と第1条に定めた基準利率の差とします。

2. 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次のとおりとします。

基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。

3. 本条により借入利率が変更された場合、信用金庫は変更後の返済予定表を送付するものとします。

#### 第3条（固定金利型への変更の禁止）

本件ローンについては、その最終返済日前に固定金利型に変更しないものとします。

#### 第4条（利息支払額の変更）

前各条により、借入利率の変更があった場合、変更後の新借入利率をもとに借入要項に準じて算出された利息支払額を支払うものとします。

利息は1年を365日の日割り計算とし、約定返済日に借入要項に定める利息支払方法により支払うものとします。

#### 第5条（本件ローン契約規定の適用等）

本同意書は金利変更に関して特約を締結したのみであって、その他の事項に関しては全期間当座貸越型教育カードローン契約規定が適用もしくは準用されることを確認し、遵守することを誓約します。

以上